

意見書案第6号

実効性のある学校の働き方改革を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり花巻市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和6年12月20日提出

花巻市議会議長 藤原 伸 様

提出者 花巻市議会議員 佐藤 現

賛成者 花巻市議会議員 藤根 清

同 羽山 るみ子

同 鹿討 康弘

同 櫻井 肇

同 伊藤 忠宏

同 照井 省三

実効性のある学校の働き方改革を求める意見書（案）

今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子供たちの豊かな学びを保証するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

令和6年4月に、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」適用の教員については勤務時間の改善が行われなまま放置されています。

令和6年8月、中央教育審議会は『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を文部科学大臣に手交しました。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、長時間労働の是正にはなりません。

よって、国においては、教職員の勤務環境の改善を進め、教職員が一人一人の子供に十分向き合える環境の整備と子供たちの豊かな学びを保証するため、次の措置が講じられるよう、意見書を提出いたします。

記

- 1 実効性ある学校の働き方改革を進める観点から、国として具体的な業務削減策を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年12月20日

提出先

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣

花巻市議会議長 藤原 伸